

なく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められず、原告の主張は、採用することができない。

ウ 研修費（旅費規程による出張）（総番号2379ないし2391）

原告は、旅費条例に基づいて支出された旅費のうち実費との差額である1割が違法であると主張するが、当該主張を採用することができないことは、前記1(3)において説示したとおりである。

エ 研修費（その他）（総番号2392ないし2415）

(ア) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a 補助参加人みんなの党に所属する及川議員及び小野寺淳一議員は、倫理法人会が主催するセミナーに参加し、上記セミナーへの参加費のうち2分の1に当たる合計11万3750円が政務調査費から支出された。

b 上記セミナーは、民間企業の経営者による企業倫理等の講演を内容とするものであり、講演のテーマは、「めざすは業界No.1 発想の転換が接客を変える」、「行動科学を使った部下育成力向上方法」、「量より質の歩き方」、「倫理で気付いた無能な私～万象我師」、「倫理経営塾で学んだこと」、「言葉にすれば」、「サラリーマン40年、倫理25年を駆け抜けて」、「9年間の両親の自宅介護」、「人生は心の整理の積み重ね」、「世界の一流ホテルとサービス」、「悔いのない人生を生きる」などであった（甲B9、甲B10）。

c 及川議員及び小野寺淳一議員は、上記セミナーを通じて知ることのできる経営者の考え方を行政サービスの向上に活かすために、上記セミナーに参加した（証人及川6頁）。

(イ) 上記認定事実によれば、及川議員及び小野寺淳一議員は、上記セミナーを通じて知ることのできる経営者の考え方を行政サービスの向上に

活かすために、上記セミナーに参加したことが認められる。そして、上記セミナーの講演内容には、経営者の考え方を学ぶために有用な内容も含まれるから、上記セミナーへの参加は、調査研究活動としての側面を有するものと認められる。

他方、上記セミナーの講演内容には、「倫理で気付いた無能な私～万象我師」、「人生は心の整理の積み重ね」、「悔いのない人生を生きる」など、専ら自己啓発に関するものが含まれていたことが認められる。そうすると、上記支出は、調査研究活動以外の活動にも利用されたものであると認められる。

したがって、上記セミナーへの参加は、調査研究活動としての側面を有するとともに、調査研究活動以外の活動としての側面をも有するものである。もっとも、上記セミナーへの参加費がその総額のうち2分の1を超えて調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められず、原告の主張は、採用することができない。

オ 広報広聴費（総番号2416ないし2441）

(ア) 及川議員に係る支出（総番号2416ないし2428）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 広報紙（仙台市議会報告書及び市議会通信）の印刷代及び集会（市政報告会）に係る経費（茶菓代及び会場使用料）として合計29万4772円が政務調査費から支出された。

(b) 上記仙台市議会報告書は、及川議員が市議会で行った一般質問とその回答の内容のほか、及川議員個人の顔写真及びプロフィール等が掲載されている（甲B1ないし4）。

(c) 上記市議会通信は、補助参加人みんなの党所属議員による質疑内容のほか、補助参加人みんなの党所属議員個人の顔写真等が掲載されている（甲B5）。

b 広報紙に係る支出

上記認定事実によれば、上記各広報紙には、いずれも、議員個人の顔写真等が掲載されているところ、これらは、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない。そうすると、会派及び議員が上記のような広報紙を作成、発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記広報紙の作成、発行は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

c 集会（市政報告会）に係る経費

上記認定事実によれば、集会（市政報告会）に係る経費は、市政報告会の茶菓代及び会場使用料として使用されたことが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象は多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自立性が尊重されるべきである。そうすると、市民からの相談内容は、当然に調査研究活動の対象

に含まれるというべきであり、上記経費が茶菓代及び会場使用料として社会通念上相当な範囲を逸脱しているものとは認められず、方法としても相当であるというべきである。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

d 小括

以上によれば、上記支出のうち、集会（市政報告会）に係る経費9572円を除く各支出の2分の1を超える額の合計である14万2600円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人みんなの党の不当利得に当たる。

(イ) 小野寺淳一議員に係る支出（総番号2429ないし2436）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 市政報告書、政務調査報告書及び広報紙（市議会通信）の印刷代及び郵送代等合計56万4477円が政務調査費から支出された。

(b) 上記広報紙（市議会通信）には、補助参加人みんなの党に所属する議員の質疑内容のほか、議員個人の顔写真等が掲載されている（甲B5）。

b 上記認定事実によれば、上記広報紙（市議会通信）には、議員個人の顔写真等が掲載されているところ、これらは、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない。そうすると、会派及び議員が上記のような広報紙を作成、発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付け

ることによって支援者を獲得，保持するなどの選挙活動，後援会活動としての効果等を有することも，直ちに否定することはできない。

したがって，上記広報紙の作成，発行は，市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに，議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得，保持するなどの選挙活動，後援会活動としての側面をも有すると認められ，その割合を算定することも困難である。

以上によれば，上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である28万2238円が，本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ，補助参加人みんなの党の不当利得に当たる。

(ウ) 早坂議員に係る支出（総番号2437ないし2440）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

(a) 政務調査報告書の封筒代，封筒印刷代及び広報紙（市議会通信）の印刷代として合計29万7800円が政務調査費から支出された。

(d) 上記広報紙（市議会通信）には，補助参加人みんなの党に所属する議員の質疑内容のほか，議員個人の顔写真が掲載されている（甲B5）。

b 上記認定事実によれば，上記広報紙（市議会通信）には，議員個人の顔写真等が掲載されているところ，これらは，選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても，市民が市政に関する情報を得るに当たっては，必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない。そうすると，会派及び議員が上記のような広報紙を作成，発行することは，市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方，上記認定に係る掲載内容を踏まえると，結果として，議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得，保持するなどの選挙活動，後援会活動

としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記広報紙の作成、発行は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

以上によれば、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である14万8900円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人みんなの党の不当利得に当たる。

(エ) 柳橋議員に係る支出（総番号2441）

- a 弁論の全趣旨によれば、柳橋議員の市政報告書の作成印刷代5万円が政務調査費から支出されたことが認められる。
- b 上記市政報告書の掲載内容は明らかでないものの、補助参加人みんなの党が発行していた広報紙の掲載内容を踏まえると、市政に関する情報を市民に広報するに当たって必ずしも必要でない情報が含まれていたことが推認される。そうすると、会派及び議員が上記のような市政報告書を作成、発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である2万5000円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人みんなの党の不当利得に当たる。

カ 人件費（総番号 2442 ないし 2509）

(ア) 弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- a 及川議員が雇用する職員らの人件費として合計 72 万円が政務調査費から支出された。上記職員らのうち 1 名は、及川議員が小野寺淳一議員及び早坂議員と共に雇用していたシモムラという職員であり、会派控室において、電話番、備品購入、資料整理及び資料作成等の業務に従事していた（証人及川 1, 2 頁, 証人早坂 1 ないし 5 頁）。他の 1 名は、及川議員の個人事務所において勤務していた者であり、市政報告会の準備及び広報紙の作成業務等に従事していた（証人及川 4 頁）。
- b 小野寺淳一議員が雇用する職員らの人件費として合計 25 万 9 400 円が政務調査費から支出された。上記職員らのうち 1 名は、前記シモムラである。他の 1 名は小野寺淳一議員の個人事務所において勤務していた者であり、資料整理及び広報紙の配布業務等に従事していた。（証人小野寺 1, 2 頁）
- c 早坂議員が雇用する職員の人件費として合計 12 万円が政務調査費から支出された。上記職員は、前記シモムラである。（証人早坂 1, 2 頁）
- d 柳橋議員が雇用する職員の人件費のうち合計 102 万円（月額 8 万 5000 円）が政務調査費から支出された。同職員の月給は 17 万円であり、うち 2 分の 1 である 8 万 5000 円が政務調査費から支出され、残り 8 万 5000 円は柳橋議員が代表取締役を務める仙台螺子株式会社から支出されたものである（証人柳橋邦彦 2, 3 頁）。上記職員は、仙台螺子株式会社の従業員としての業務にも従事していた（証人柳橋邦彦 3 頁）。

(イ) 会派及び議員が行う活動は、調査研究活動以外にも、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等の多岐にわたるものであるから、会派

及び議員に雇用された職員も調査研究活動以外の活動に相当程度従事していることが推認される。そうすると、上記支出については、議員に雇用される職員の人件費であるという一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記職員らが従事した業務は専ら調査研究活動であって、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。

しかしながら、そもそも補助参加人みんなの党における会派控室の使用実態が明らかでなく、また、上記職員らが従事していた業務には、調査研究活動以外の活動の側面をも有する広報紙の作成業務等が含まれていたことを踏まえると、上記職員らが従事した業務に、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等が含まれていたことは否定することができない。また、柳橋議員の雇用する職員については、月給の2分の1が政務調査費から支出されたことが認められるものの、その余の2分の1は柳橋議員が代表取締役を務める仙台螺子株式会社から支出されており、上記職員は上記会社の業務にも従事していたことが認められることを踏まえると、上記職員の人件費のうち仙台螺子株式会社から支出された分について、議員としての活動に関する業務に従事していたものと認めることはできない。そうすると、上記職員の人件費のうち議員としての活動に関する業務に従事していた部分に相当する額は、仙台螺子株式会社から支出された額を除いた8万5000円であると認めるのが相当である。そして、議員としての活動のために雇用する職員の従事した業務に、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等が含まれていたことは否定することができないことは、上記において説示したとおりである。

そうすると、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに



利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえない。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である105万9700円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人みんなの党の不当利得に当たる。

キ 小括

よって、補助参加人みんなの党は、被告に対し、別紙22「認容額」の末尾記載の不当利得返還義務を負っているものと認められる。

(19) 補助参加人大泉

ア 研修費（総番号2510, 2511）

(ア) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a 補助参加人大泉は、ホテルメトロポリタン仙台において、市民の意見や要望を聴取するため、市政懇談会を開催し、その会場使用料及び茶菓代8万4020円が政務調査費から支出された（丙A9, 丙A10）。

補助参加人大泉は、上記市政懇談会において、仙台市作成の「仙台市震災復興計画」及び「仙台市地域防災計画の概要について」と題する各資料を参加者に配布した（丙A1, 丙A2）。

上記市政懇談会の参加者は、関連各種団体・地域代表等約120人であった（丙A10）。

b 補助参加人大泉は、ホテルグランテラス仙台国分町において、市民の意見や要望を聴取するための集会を開催し、その会場使用料6万3000円が政務調査費から支出された（丙A11, 丙A12）。

補助参加人大泉は、上記集会において、「仙台市平成25年度当初予算案概要説明資料」を参加者に配布した（丙A3）。

上記集会の参加者は、関連各種団体・地域代表等約100人であった(丙A12)。

(イ) 上記認定事実によれば、上記市政懇談会は、仙台市の震災復興及び防災計画について市民に広報するために行われ、上記集会は、仙台市の予算概要を市民に広報するとともに市民の要望等を聴取するために行われたものであると認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象は多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自立性が尊重されるべきである。そうすると、市政報告は、当然に調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記市政報告会を開催することは、調査研究活動の方法としても相当であり、その茶菓代も社会通念上相当な範囲を逸脱しているとは認められず、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

イ 資料作成費(総番号2512ないし2528)

(ア) 広報紙の印刷代(総番号2512, 2513)

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 補助参加人大泉の発行する広報紙(市政・議会報告書「春夏秋冬」242号)の印刷代12万0750円が政務調査費から支出された(丙A13, 丙A14)。

(b) 上記広報紙(市政・議会報告書「春夏秋冬」242号)には、震

災の被害状況及び補助参加人大泉の一般質問の内容等のほか、補助参加人大泉の挨拶文が掲載されており、同挨拶文には、「皆様のお力を頂き、十期目の当選を果たし早や一年が経とうと致して居ります。」などと記載されている（丙A4）。

(c) 補助参加人大泉の発行する広報紙（市政・議会報告書「春夏秋冬」251号）の印刷代14万0280円が政務調査費から支出された（丙A15, 丙A16）。

(d) 上記広報紙（市政・議会報告書「春夏秋冬」251号）には、補助参加人大泉の一般質問の内容のほか、補助参加人大泉個人の写真が掲載されている（丙A5）。

b 上記認定事実によれば、上記各広報紙には、支援者に向けた挨拶文や議員個人の顔写真等が掲載されているところ、これらは、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない。そうすると、会派及び議員が上記のような広報紙を作成、発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記広報紙の作成、発行は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

以上によれば、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である13万0515円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人大泉の不当利得に当たる。

(イ) 平成25年度予算概要書の印刷代（総番号2514）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 補助参加人大泉は、平成25年度予算概要書を配布し、その印刷代4万6200円が政務調査費から支出された（丙A3）。

(b) 上記概要書は、前記ア(ア)bに係る集会において、その参加者に対して配布された資料である。

b 上記認定事実によれば、上記概要書は、前記ア(イ)のとおり、専ら調査研究活動であると認められる集会において配布された資料であり、それ自体としても、調査研究活動以外の活動の側面を有する内容は含まれていないことが認められる。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

(ウ) 行政視察の際に撮影した写真の印刷代（総番号2515ないし2520）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 補助参加人大泉は、総務財政常委行政視察、市内現地視察及び東西線沿線特委調整視察等の際に写真を撮影し、その印刷代として合計1万2103円が政務調査費から支出された。

(b) 上記写真の被写体は補助参加人大泉及び同行議員らが中心であり（丙A17）、補助参加人大泉は、印刷した写真を同行議員ら及び視

察先に送付した。

- b 上記認定事実によれば、上記写真は、調査研究活動の際に、主に議員らを被写体として撮影され、被写体となっている議員らに送付するために印刷されたものであるから、専ら調査研究活動のために撮影されたものであるとは認められない。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である6050円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人大泉の不当利得に当たる。

(エ) 中島成夫（以下「中島氏」という。）宅訪問の際に撮影した写真の印刷代（総番号2521）

- a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 補助参加人大泉は、中島氏の自宅を訪問した際に写真を撮影し、その印刷代2353円が政務調査費から支出された。

(b) 上記写真は、補助参加人大泉が、中島氏に対し、『伊達宗村・猪野栄川の仙台領名所手鑑』を仙台市博物館に寄贈してもらうよう交渉するため、同人方を訪問した際に撮影されたものである（丙A8，丙A18，丙A19）。

(c) 上記写真の被写体は、上記寄贈品、寄贈者である中島氏と思われる人物及び補助参加人大泉が中心であり（丙A18）、補助参加人大泉は、上記写真を中島氏に送付した。

- b 上記認定事実によれば、上記写真は、仙台市博物館への寄贈の交渉の際に撮影されたものであり、当該交渉は、仙台市の歴史や文化等の調査として行われたことが認められる。

議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象は多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自立性が尊重されるべきである。

そして、仙台市の歴史や文化等は、調査研究活動の対象に含まれると  
いうべきであり、上記写真は、調査対象である寄贈品及び寄贈者を撮  
影したものであることを踏まえると、調査研究活動の方法としても相  
当であるといえるから、上記写真の印刷代も、調査研究活動に利用さ  
れたものと認めるのが相当である。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたこ  
とを推認させる一般的、外形的な事実の存在を認めるに足りる的確な  
証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出  
であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

(オ) 広報紙の郵送代（総番号 2522 ないし 2529）

- a. 弁論の全趣旨によれば、補助参加人大泉の発行する広報紙の郵送代  
として合計 45 万 4600 円が政務調査費から支出されたことが認め  
られる。
- b. 上記広報紙の作成、発行が、調査研究活動以外の活動の側面をも有  
することは、前記イ(ア)において説示した通りである。

したがって、上記支出のうち各支出の 2 分の 1 を超える額の合計で  
ある 22 万 7300 円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であ  
ると認められ、補助参加人大泉の不当利得に当たる。

ウ 人件費（総番号 2530 ないし 2541）

(ア) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- a. 補助参加人大泉が雇用した職員の平成 24 年度の人件費総額 290  
万円のうち約 35 パーセントに当たる合計 102 万円が政務調査費か  
ら支出された（丙 A 6）。
- b. 上記職員は、会派控室及び補助参加人大泉の個人事務所の 2 か所で  
業務に従事しており、個人事務所においては後援会等の事務にも従事

していた。

(イ) 会派及び議員が行う活動は、調査研究活動以外にも、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等の多岐にわたるものであるから、会派及び議員に雇用された職員も調査研究活動以外の活動に相当程度従事していることが推認される。そうすると、上記支出については、議員に雇用される職員の人件費であるという一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記支出は、上記職員に支給された人件費総額の約35パーセントであって、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。そして、上記認定事実によれば、被告ら主張のとおり、上記支出は、上記職員に支給された人件費総額の約35パーセントであって、2分の1を超えるものではないことが認められる。

そうすると、上記支出が本件用途基準に合致しない違法な支出であるといえるためには、原告において、上記職員に支給された人件費が、その総額の65パーセントを超えて、調査研究活動以外の活動に利用されたものと認めるに足りる一般的、外形的な事実について主張立証しなければならぬところ、当該主張立証がなされているとはいえない。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

#### エ 事務費（総番号2542ないし2569）

(ア) 弁論の全趣旨によれば、会派控室で使用する事務用品の購入費として合計5万8739円が政務調査費から支出されたことが認められる。

(イ) 事務用品の購入費については、事務用品が幅広い目的に適宜使用されることを踏まえると、一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。そうすると、上記支出についても、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記事務用品は、専ら調査研究活動に使用されたものであって、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。

しかしながら、事務用品の用途が多岐にわたる上、補助参加人大泉における会派控室の使用実態が立証されていないことを踏まえると、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえない。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である2万9361円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人大泉の不当利得に当たる。

オ その他（総番号2570ないし2572）

(ア) 大震災復旧事務・事業の状況報告と陳情に係る旅費（総番号2570）

原告は、旅費条例に基づいて支出された旅費のうち実費との差額である1割が違法であると主張するが、当該主張を採用することができないことは、前記1(3)において説示したとおりである。

(イ) 2013仙台の夕べに係る旅費（総番号2571）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 補助参加人大泉は、仙台市及び仙台商工会議所が主催した「2013仙台の夕べ」に参加するため、東京都に出張し、その旅費として3万1780円が政務調査費から支出された。

(b) 上記催しは、仙台市のシティセールス活動の一環として、仙台市の魅力を対外的に発信するとともに、仙台市の観光及び復興に関する施策を広く紹介するために、仙台市と仙台市商工会議所が共同で開催しているものであり（丙A7）、上記催しには、首都圏の企業・団体の代表者、国会議員、外国機関、官公庁の関係者など約700



名が参加していた（丙A7）。

(c) また、上記催しにおいては、仙台市の魅力を対外的に発信するために、仙台フィルハーモニー管弦楽団等による演奏、仙台すずめ踊りの披露などが行われ、仙台の名産品、地酒が提供されたほか、仙台PRブースや震災の復旧復興に関するPRブースが設けられていた（丙A7）。

b 上記認定事実によれば、上記催しは、仙台市のシティセールス活動の一環として、仙台市の魅力を対外的に発信するとともに、仙台市の観光及び復興に関する施策を広く紹介することを目的とするものであることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象は多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、仙台市のシティセールス活動は、調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記催しへの参加は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出も、調査研究活動に利用されたものであると認められる。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は採用することができない。

(ウ) 中島氏の訪問に係る旅費（総番号2572）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 補助参加人大泉は、中島氏の自宅を訪問し、その旅費として4万4500円が政務調査費から支出された。

(b) 上記訪問は、補助参加人大泉が、中島氏に対し、『伊達宗村・猪野

『栄川の仙台領名所手鑑』を仙台市博物館に寄贈してもらうよう交渉するために行われたものである（丙A8，丙A18，丙A19）。

(c) 上記訪問には仙台市博物館副館長ほか2名が同行した（丙A19）。

b 上記認定事実によれば，上記支出は，『伊達宗村・猪野栄川の仙台領名所手鑑』の寄贈交渉を目的として中島氏宅に訪問するための旅費であり，上記交渉は，仙台市の歴史や文化等の調査のために行われたことが認められる。そして，議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから，その対象は多岐にわたるものであり，その方法の選択に当たっても，政務調査費の意義に鑑みると，議員の自主性・自立性が尊重されるべきである。そうすると，仙台市の歴史や文化等は，調査研究活動の対象に含まれるというべきであり，上記写真は，調査対象である寄贈品及び寄贈者を撮影したものであることを踏まえると，調査研究活動の方法としても相当であるといえるから，上記写真の印刷代も，調査研究活動に利用されたものであると認められる。そうすると，上記交渉のための上記支出も，調査研究活動に利用されたものであると認められる。

したがって，上記支出が，調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的，外形的な事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく，原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば，上記支出が，本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず，原告の主張は，採用することができない。

#### カ 小括

よって，補助参加人大泉は，被告に対し，別紙23「認容額」の末尾記載の不当利得返還義務を負っているものと認められる。

### 3 その他

そのほかに，準備書面における当事者双方の各主張並びに各提出証拠につき，

各証人尋問の結果等を踏まえ、最後に改めて十分に検討しても、上記各判断を左右するに至らない。

#### 4 被告補助参加人らの不当利得の額

以上によれば、本件各支出について、被告補助参加人らは、被告に対し、別紙2「認容額一覧表」の「相手方」欄に対応する「金額」欄記載の金員の不当利得返還義務を負っているものと認められる。

#### 5 附帯請求について

##### (1) 遅延損害金の発生の有無

原告は、被告補助参加人らに対し、本件条例10条3項に基づき被告補助参加人らが議長に対して収支報告書を提出すべき期限である平成25年5月15日の翌日から、被告補助参加人らが被告に対して負う不当利得返還債務に関する遅延損害金が発生する旨主張する。

しかしながら、原告が被告に対し請求するよう求めている被告補助参加人らの不当利得返還債務は、その性質上、期限の定めのない債務であるから、債務者が履行の請求を受けたときから遅滞に陥るところ(民法412条3項)、被告補助参加人らが議長に対する収支報告書の提出をすべき期限が経過したことをもって、被告補助参加人らが履行の請求を受けたものということとはできない。

したがって、原告の主張は、採用することができない。

##### (2) 民法704条の法定利息の発生の有無

仮に、原告の主張が、民法704条に定める法定利息の発生をいうものであるとしても、被告補助参加人らは、本件各支出について、本件監査請求の結果違法でないとされ、本件訴訟の口頭弁論終結時まで適法な支出であると主張し、被告も同様の主張をしていたことを踏まえると、上記時点において、被告補助参加人らが本件各支出に係る金員を不当に利得したとの認識を有していたものとは認められない。

したがって、被告補助参加人らが民法704条の悪意の受益者に当たるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

#### 第4 結論

よって、原告の請求は、被告に対し、別紙2「認容額一覧表」の「相手方」欄記載の者（対応する「金額」欄が0円の者を除く。）に対して、対応する「金額」欄記載の金員の支払を請求するよう求める限度で理由があるからこれを認容し、その余はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

仙台地方裁判所第2民事部

裁判官

太田 ともも 

太 田 こ も も

裁判長裁判官中島基至及び裁判官大黒淳子は、転補のため署名押印することができない。

裁判官

太田 ともも 

太 田 こ も も



(別紙1)

当事者目録

仙台市青葉区中央4-3-29 仙台朝市ビル4階 宮城県自治研究所内

原	告	仙	台	市	民	オ	ン	ブ	ズ	マ	ン
同	代	島	山	裕	太						
同	訴	高	橋	輝	雄						
同	訟	前	田	大	輔						
同	代	山	田	忠	行						
同	理	小	野	信	一						
同	人	甫	寺	一	樹						
同	弁	石	守	雄	介						
同	護	松	上	陽	明						
同	士	吉	澤	和	弘						
同		齋	岡	拓	生						
同		十	藤		弘						
同		渡	河		介						
同		千	部	雄	平						
同		宮	葉	晃	洋						
同		坂	腰	英	憲						
同		下	野	智	優						
同		大	澤		圭						
同		野	呂		憲						
同		原	田		介						
同		宇	部	雄	輔						
同		吉	田	大	光						
同		今	泉	裕							

同 井 澤 徹  
同 齋 藤 耕 平  
同 若 山 優 華

仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

被 告 仙 台 市 長  
郡 和 子  
同訴訟代理人弁護士 須 藤 力  
同訴訟復代理人弁護士 笹 村 恵 司

仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 仙台市議会内

被告補助参加人 自由民主党・仙台  
(以下「補助参加人自由民主党」という。)

同 代 表 者 西 澤 啓 文

同所

被告補助参加人 齋 藤 範 夫  
(以下「補助参加人齋藤」という。)

同所

被告補助参加人 加 藤 和 彦  
(以下「補助参加人加藤」という。)

同所

被告補助参加人 菅 原 健  
(以下「補助参加人菅原」という。)

同所

被告補助参加人 やしろ美香こと  
屋 代 美 香  
(以下「補助参加人やしろ」という。)

同所



被告補助参加人 鈴木 繁 雄  
(以下「補助参加人鈴木」という。)

同所

被告補助参加人 伊 藤 新 治 郎  
(以下「補助参加人伊藤」という。)

同所

被告補助参加人 赤 間 次 彦  
(以下「補助参加人赤間」という。)

同所

被告補助参加人 佐 藤 正 昭  
(以下「補助参加人佐藤」という。)

同所

被告補助参加人 野 田 讓  
(以下「補助参加人野田」という。)

同所

被告補助参加人 田 村 稔  
(以下「補助参加人田村」という。)

同所

被告補助参加人 菊 地 崇 良  
(以下「補助参加人菊地」という。)

上記12名訴訟代理人弁護士 北 爪 賀 章

同所

被告補助参加人 市 民 フ ォ ー ラ ム 仙 台  
(以下「補助参加人市民フォーラム仙台」という。)

同 代 表 者 日 下 富 士 夫

同訴訟代理人弁護士 官 澤 里 美

同	小 向 俊 和
同所	
被告補助参加人	復 興 仙 台
	(以下「補助参加人復興仙台」という。)
同 代 表 者	鈴 木 勇 治
同所	
被告補助参加人	公 明 党 仙 台 市 議 団
	(以下「補助参加人公明党」という。)
同 代 表 者	菊 地 昭 一
上記2名訴訟代理人弁護士	北 爪 賀 章
同所	
被告補助参加人	日 本 共 産 党 仙 台 市 議 団
	(以下「補助参加人共産党」という。)
同 代 表 者	嗟 峨 サ ダ 子
同訴訟代理人弁護士	杉 山 茂 雅
同所	
被告補助参加人	社 民 党 仙 台 市 議 団
	(以下「補助参加人社民党」という。)
同 代 表 者	小 山 勇 朗
同訴訟代理人弁護士	斉 藤 睦 男
同	阿 部 弘 樹
同	大 友 健 治
同	山 田 大 仁
同訴訟復代理人弁護士	煙 山 正 大
同所	
被告補助参加人	みんなの党・みんなの仙台



(以下「補助参加人みんなの党」という。)

同 代 表 者	柳	橋	邦	彦
同訴訟代理人弁護士	佐	藤	裕	人
同訴訟復代理人弁護士	佐	藤	篤	宗
同	佐	藤	夏	海

同所

被告補助参加人	大	泉	鉄	之	助
---------	---	---	---	---	---

(以下「補助参加人大泉」という。)

同訴訟代理人弁護士	浅	沼	貞	夫
同	浅	沼	賢	広

(以下、被告及び被告補助参加人らを併せて「被告ら」という。)

以上